

佐世保工業高等専門学校ホームページの管理及び運用に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、本校広報委員会（以下「委員会」という。）の責任において、インターネット上に提供する情報（以下「ホームページ」という。）について、適正かつ円滑な管理及び運用を図り、もって本校の広報活動及び教育研究活動の推進に資することを目的とする。

(管理及び運用)

第2条 本校ホームページの項目内容の管理を行うため、別表により各項目に管理者を置き、委員会の委員長は、管理者を統括する。

2 本校ホームページの項目内容の制作及び運用を行うため、別表により担当部署を置く。

(公開内容)

第3条 本校ホームページにおいて公開できる情報は、次のとおりとする。

- 一 本校の組織・構成の概要等に関する情報
- 二 本校の教育・研究活動等に関する情報
- 三 本校の学生の学習・研究活動、課外活動等に関する情報
- 四 本校に入学を志願する者に対する情報
- 五 その他、委員会が必要と認めた情報

(公開内容の制限)

第4条 本校ホームページにおいて公開できない情報は、次のとおりとする。

- 一 営利を目的とする情報
 - 二 公序良俗に反する、あるいは人権侵害の恐れのある情報
 - 三 著作権等を侵害する恐れのある情報
 - 四 虚偽の情報
 - 五 その他、委員会が不相当と判断した情報
- 2 委員会は、前項に該当する違反が認められた場合、当該管理者に対し改善勧告を行う。ただし、改善勧告によっても内容が改善されない場合は、委員会が当該情報の掲載を停止することができる。

(著作権)

第5条 ホームページの著作権は、原則として本校に帰属する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ホームページの管理及び運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 ホームページの管理及び運用に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。